

第4回前橋市・富士見村合併協議会会議録

1 日時

平成20年8月7日（木） 14:00から

2 場所

前橋テルサ つつじの間（9階）

3 出席者

高木政夫 会長（前橋市長）

福島節夫 副会長（富士見村長）

（規約第2号委員、副市長・副村長）

大塚克巳 委員（前橋市副市長）

宮地英征 委員（富士見村副村長）

（規約第3号委員、両市村の議会の議員）

○前橋市議会議員

青木登美夫 委員

関本照雄 委員

大崎美一 委員

○富士見村議会議員

小林 實 委員

新井安正 委員

樺澤裕満 委員

（規約第4号委員、両市村長それぞれが指名する学識経験者）

○前橋市長が指名する委員

笠原幸雄 委員

樺澤弥里 委員

庄司雅美 委員

○富士見村長が指名する委員

中 嶋 清 一 委員

樺 澤 壽美子 委員

下 田 佐 一 委員

金 澤 賢 委員

(規約第5号委員、両市村長が協議して定める学識経験者)

湯 沢 昭 委員

服 部 徳 昭 委員

中 村 博 委員

4 欠席者

曾 我 孝 之 委員

5 議事

◎ 開 会

司会者 本日は、公私ともにお忙しいところ、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第4回前橋市・富士見村合併協議会を開催させていただきます。

それでは初めに、前橋市・富士見村合併協議会会長であります高木前橋市長より、ご挨拶をお願いいたします。

◎ あ い さ つ

高木政夫会長 皆さんこんにちは。前橋市・富士見村合併協議会の会長を務めさせていただいております、前橋市長の高木政夫でございます。

第4回の協議会にあたりまして、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。皆さん方には、お暑い中、また、お忙しいところを合併協議会にご出席い

ただきまして、誠にありがとうございます。

前橋市と富士見村との合併につきましては、本年1月15日の法定合併協議会の設置以降、両市村の自治会、経済団体、議会、行政の各分野を代表する皆さま方に、委員としてご参加をいただき、両市村の合併に向けて、誠心誠意協議を重ねてまいりました。そして、本日の第4回の協議会が、実質、最後の協議会となるわけでございます。

本日の合併協議会では、このあと事務局から説明をさせていただきますけれども、今まで合併協議会でご決定をいただいた内容をまとめた合併協定書を報告させていただく予定でございます。

両市村の住民皆さまにも十分納得のいただける内容であると考えておりますので、多くの住民皆さまが望まれております合併が実現できますよう、お願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

◎ 協 議 事 項

司会者 ありがとうございます。

続きまして、議事に入らせていただきます。

協議会規約によりまして、会長が議長となることとされておりますので、会長の高木市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は19人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数20人の半数以上の出席となっておりますので、協議会規約の定めにより、会議が成立しておりますことを申し添えます。

では、高木会長、よろしく願いいたします。

高木政夫会長 それでは、暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

はじめに、会議録の署名についてであります。会議運営規程に基づき、議長が指名することとなっております。

名簿の順によりまして、前回の合併協議会では前橋市の青木議長さんをお願いしましたので、今回は前橋市の関本副議長さんをお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

高木政夫会長 それでは、会議次第に沿って進めたいと思います。

はじめに、3番の「報告事項」ですが、報告第6号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案資料の1ページをご覧ください。

報告第6号「合併協定書について」ご説明いたします。

内容でございますが、本文中に記載のとおり、「前橋市及び富士見村の合併協定書について、別紙のとおり報告する。」というものでございます。

合併協定書につきましては、前橋市・富士見村合併協議会でご決定いただきました24の協議項目の協議結果を基本とし、「合併協定書」としての体裁を整えたものでございます。

3ページをご覧ください。合併協定書の内容をご説明いたします。

はじめに、合併協定書の前文でございますが、読ませさせていただきます。

「前橋市及び勢多郡富士見村（以下「両市村」という。）は、両市村の合併に関し、事前に確認すべき内容について、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づく前橋市・富士見村合併協議会における協議結果を基本とし、以下のとおり協定する。」としております。

合併協議会の24の協議項目の協議結果を協定書としてまとめる際に、若干の文言修正等をしておりますので、この前文では、「前橋市・富士見村合併協議会における協議結果を基本とし」という表現にさせていただいております。

若干の文言修正を行った個所でございますが、法令を用いている場合に、その法令番号を追加したこと、又「別途」という表現を直したことなどがございます。

具体的な例といたしましては、3ページから4ページにかかる8番の「地方税の取扱い」でございますが、協議結果では、ただし書き以下の部分で「国民健康保険税の税率については、別途定める。」としておりましたが、この協定書の他に定める意味にもとれますので、この「別途定める。」という表現を「23各種事務事業の取扱いにおいて定める。」と修正しております。

次に、4ページの9番「特別職の職員の身分の取扱い」でございますが、地方公務員法の法令番号であります「昭和25年法律第261号」を追加しております。

次に、8ページをご覧ください。24番の「新市基本計画」でございますが、別冊として添付をしますので「別添の」という表現を追加してございます。

この後の合併協定調印式には、第3回合併協議会でご承認をいただきました新市基本計画であります「前橋市・富士見村合併まちづくり事業計画」を添付させていただきます。

最後になりますが、11ページをお願いいたします。前橋市及び富士見村を代表して両市村長、立会人として両市村議会の議長さんが署名する調印書となっております。

報告第6号の説明は、以上でございます。

高木政夫会長 ただいま説明がありましたが、報告第6号について、ご質問、ご意見等がございましたなら、ご発言を願います。

なお、ご発言の際は、お名前をお願いいたします。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、これで次第の3番「報告事項」を終わります。

高木政夫会長 次に、次第の4番「その他」に移ります。

はじめに、委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 それでは事務局より2件ご説明いたします。

はじめに、合併までの今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

はじめに、表の上段、8月の欄であります。7日、本日このあと会場を8階けやきの間に移しまして合併協定調印式となります。

次に、合併関連議案の提案でございますが、8月に両市村の臨時会を開催し、提案をする予定でございます。12日が富士見村議会、18日が前橋市議会で合併関連議案の議決、翌日の19日には群馬県知事あてに合併申請を行う予定となっております。

次に、9月の欄になりますが、群馬県ではこの合併申請を受けまして、9月の定例県議会において、前橋市・富士見村の合併に関する議案を提案していただき、県議会の議決、県知事の合併決定、総務大臣への届出、その後、

1 1月の欄になりますが、総務省告示を経まして、今年12月の定例市議会に、富士見村地域の町名議決、合併に伴う経過措置条例や施設の設置条例など、合併前に前橋市議会において議決が必要な案件について提案することを予定しております。

富士見村地域の町名や合併による経過措置などにつきましては、合併までの間、大きな矢印で示してありますように、十分な住民周知期間が必要であると考えておりますので、この期間において広報紙やホームページ、さらには、合併に関する事項をまとめた富士見村民向けの冊子などにより、十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の合併協議会の開催等について、説明いたします。

前橋市・富士見村合併協議会の開催につきましては、本日の第4回合併協議会が最後の予定でございます。

前橋市・富士見村合併協議会は、合併の日の前日であります平成21年5月4日まで存続することになりますが、今後の協議会開催につきましては、報告又は協議する案件がございましたら、開催をすることとさせていただきたいと考えております。

なお、平成20年度の決算並びに平成21年度予算及び決算につきましては、合併協議会規約の規定に基づきまして合併協議会の承認又は認定が必要となりますが、こちらにつきましては、合併協議会の会議を開催せず、委員の皆さまへの持ち回りによりまして承認又は認定をいただく予定でございますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

事務局からの説明は、以上でございます。

高木政夫会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでございますので、本日も予定しておりました議事は、すべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(場内拍手)

◎ 閉 会

司会者 大変ありがとうございました。

以上で、第4回前橋市・富士見村合併協議会を閉会いたします。

このあと午後3時から8階のけやきの間に会場を移しまして、前橋市と富士見村の合併協定調印式を執り行いますが、事務局から事務連絡をさせていただきます。

はじめに、委員の皆さまにご案内いたします。

委員の皆さまには調印式の開会前に、写真撮影をさせていただきますので、お荷物をお持ちになり、8階のけやきの間に移動していただきますようお願いいたします。係の者がご案内させていただきます。

次に、引き続き合併協定調印式の傍聴を希望される皆さまにご案内いたします。

合併協定調印式の傍聴受付は、午後2時30分から行います。お手数ではございますが、8階けやきの間の入り口で、傍聴の手続きをお願いいたします。

以上でございます。お疲れさまでございました。

(会議録署名)

前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年 月 日

議長 _____

署名委員 _____

